

令和6年8月23日
防災くらし安心部

被災者生活再建支援法の適用について（酒田市）

令和6年7月25日からの大雨による災害について、下記のとおり、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に定める自然災害に該当すると認め、同法を適用することとしましたので、お知らせします。

これにより、今回の大雨にかかる同法の県内の適用団体は、遊佐町と酒田市の1市1町となります。

記

- 1 適用市町村 酒田市
- 2 発生日（決定日） 7月25日（8月23日）

- 3 適用基準
被災者生活再建支援法施行令第1条第2号

酒田市における住宅被害		
全壊	半壊	床上浸水
10以上	—	—

※今後の調査によって変動することがあります。

- 4 支援内容
住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯及び中規模半壊した世帯等については、酒田市に申請することにより、公益財団法人都道府県センターから被災者生活再建支援金（最大300万円）が支給されることとなります。

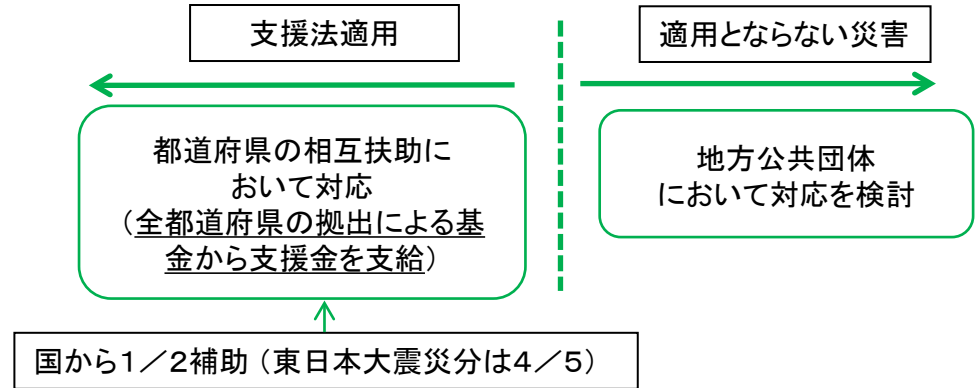
【問合せ先】

山形県防災くらし安心部防災危機管理課
課長補佐（防災担当）木島
電話 023-630-2230
報道監 防災くらし安心部次長(兼)
危機管理広報監 小泉

被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



2. 適用要件

- ① 災害救助法の適用基準のうち1号又は2号を満たす市町村
- ② 全壊世帯が10世帯以上の市町村
- ③ 全壊世帯が100世帯以上の都道府県
- ④ ①又は②の都道府県内で、全壊世帯が5世帯以上の市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑤ ①から③の区域に隣接し、全壊世帯が5世帯以上の市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑥ ①から③の都道府県が2以上ある場合、
 - ・全壊世帯が2世帯以上の市町村(人口5万人未満に限る)
 - ・全壊世帯が5世帯以上の市町村(人口10万人未満に限る)

3. 支援金の支給額

(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

制度の対象となる世帯	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
・全壊 (損害割合50%以上) ・解体 ※1 ・長期避難 ※2	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借 (公営住宅を除く)	50万円	150万円
・大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借 (公営住宅を除く)	50万円	100万円
・中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借 (公営住宅を除く)	25万円	25万円

→ R2臨時国会で対象に追加(R2.7月豪雨も対象に含む。)

- ※1 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ※2 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

4. 支援金の支給申請

(申請窓口) 市町村
 (申請時の添付書面) 基礎支援金: 罹災証明書、住民票 等
 加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等

(申請期間) 基礎支援金: 災害発生日から13月以内
 加算支援金: 災害発生日から37月以内

被災者生活再建支援制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法の適用基準(災害救助法施行令第1条第1項)のうち1号又は2号を満たす自然災害が発生した市町村(※)

災害救助法施行令 別表第1(第1号関係)

災害救助法施行令 別表第2(第2号関係)

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数	都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30	1,000,000人未満	1,000
5,000人以上 15,000人未満	40	1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500
15,000人以上 30,000人未満	50	2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000
30,000人以上 50,000人未満	60	3,000,000人以上	2,500
50,000人以上 100,000人未満	80		
100,000人以上 300,000人未満	100		
300,000人以上	150		

(※) 1号適用:別表第1の被害が発生した市町村

2号適用:別表第2の被害が発生した都道府県において、別表第1の世帯数の2分の1に該当する被害が発生した市町村
(住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊2世帯、床上浸水3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなされる)

- ② 自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村

- ③ 自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県

- ④ ①又は②の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生したもの(人口10万未満のものに限る)

- ⑤ ③又は④の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、①、②、③のいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの(人口10万未満のものに限る)

- ⑥ ①～③の都道府県(※)が2以上ある場合に、
全壊5世帯以上の被害が発生した市町村(人口5万以上10万未満のものに限る)
全壊2世帯以上の被害が発生した市町村(人口5万未満のものに限る)

(※) ①、②の都道府県は、市町村を含む都道府県を指す